

平成29年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で4ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

第 1 問

以下の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

Xは、A県立高校の教諭であり、2012年度において、A県立B高等学校（以下「B高校」という）に勤務し、英語の授業を担当していた。またCは、2012年度のB高校の校長であった。

B高校では、生徒会誌「かぶら 10号」（以下「本件生徒会誌」という）を2013年3月ころに発行することが計画され、その編集のため、各クラスの書記合計30名及び生徒会担当役員（書記及び前年度書記）からなる編集委員会が設けられた。B高校の生徒会誌には、例年、特別寄稿として海外旅行をした教職員による訪問国の実情を紹介する文章などが掲載されていた。2012年度の生徒会（注）の顧問であるD教諭は、同年12月ころ、同年夏に海外旅行をしたXに上記の特別寄稿の執筆を依頼したところ、Xはこれを承諾し、2013年1月上旬ころ、「マレーシア・シンガポールの旅」と題する文章（以下「本件寄稿」という）を収録したUSBをD教諭に渡した。

D教諭は、このUSBに収録された本件寄稿を含む生徒会誌の原稿を印刷所に送り、やがて印刷所からそのゲラ刷りが送られてきた。本件生徒会誌は、2013年2月25日から同月27日ころまでに完成され、同年3月1日の卒業式までに生徒に配布される予定であった。

D教諭は、2013年2月3日、C校長に本件生徒会誌のゲラ刷りの一部（本件寄稿を含む）を渡し、最終校正を依頼した。最終校正の際に本件寄稿を読んだC校長は、本件寄稿には内容的に次のような問題点があると判断した。すなわち、本件寄稿に含まれていた、「時の天皇を頂点とする軍国主義政権が犯した戦争犯罪が、そのままにされ、アジアの人々に対して明確な謝罪や有効な補償がなされていないのは、一日本人として実に恥ずかしいかぎりだ。」との記載部分には、政治的立場により意見の違いが大きい問題が含まれており、一教員の一方的な見解を生徒会誌に掲載することにより本件寄稿を読む保護者等がB高校における教育の政治的中立性に疑問を持つことが危惧されることから、この記載部分を本件生徒会誌に掲載することは相当ではない

(憲法)

とC校長は判断したのである。

C校長は、Xに対して上記の問題点を指摘した上で、本件寄稿をそのまま生徒会誌に掲載することは教員の寄稿としては不相当である旨をXに伝えたが、Xは原文どおりの掲載に固執した。そこで、最終校正を施した原稿を印刷所に送る期限までに時間的余裕がない状況において、Xに本件寄稿の記載内容の変更を求めることはできないものと考え、本件寄稿を本件生徒会誌に掲載しないこととすべきであると判断したC校長は、2013年2月8日、教頭及び事務長同席の上Xと話をし、本件寄稿は力作だが、公教育活動の色彩を持つ生徒会誌に投稿するには内容にふさわしくないとと思われるところがあるとして、本件寄稿を本件生徒会誌に掲載しないことにする旨通告した(この通告を「本件処分」という)。

Xは、C校長の行った本件処分が憲法21条によってXに保障されている基本的人権を侵害するものであると考え、A県を相手方として国家賠償を請求しようと考えている。

(注) 2012年度高等学校学習指導要領「第5章 特別活動」の「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」に定める「2 内容」において「生徒会活動」について規定されており、それによると生徒会活動の目標は、「生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活作りに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てること」にあり、生徒会活動の内容は「学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと」であるとされている。

問1 Xの立場にたって、関連する判例・学説に言及しつつ、本件処分が憲法21条によりXに保障されている基本的人権を侵害するものであるとの主張を展開しなさい。なお、本問では、「憲法21条によりXに保障されている基本的人権を侵害するものであるとの主張」を展開することが求められていることに留意すること(すなわち、本問では、生徒会誌の読者である生徒等の人権侵害を主張することは求められておらず、したがって第三者の争点提起適格といった論点に言及し

(憲法)

ても加点対象とならない。

問 2 関連する判例・学説に言及しつつ、Xの主張に対する反論を想定した上で、あなた自身の見解を述べなさい。

(配点:60点)

[参照条文]

・教育基本法 16 条 1 項 「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」

・学校教育法 37 条 1 項 「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。」

・学校教育法 37 条 4 項 「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」

・学校教育法 62 条 「……第 37 条第 4 項……の規定は、高等学校に準用する。……」

(憲法)

第 2 問

いわゆる独立行政委員会の憲法適合性について、憲法第 65 条の意味内容、当該委員会の法的特質及びその機能的限界などを踏まえながら論じなさい。

(配点：40 点)